

議案第34号

久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例

久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例(平成28年久喜市条例  
第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1の次に1表を加える改正規定を次のように改める。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第3条関係)

| 幼稚園の名称<br>保育料等の項目 | 久喜市立中央幼稚園              | 久喜市立栗橋幼稚園                 |
|-------------------|------------------------|---------------------------|
|                   | 長期預かり保育料               | 月額7,000円。ただし、8月は月額15,000円 |
| 一時預かり保育料          | 日額500円。ただし、8月は日額1,000円 |                           |
| 通園バス使用料           | —                      | 月額2,000円                  |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜市立中央幼稚園で預かり保育を実施するにあたり、保育料に関する必要な  
事項を定めたく、この案を提出するものであります。